

## 徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程（案）

本県では、平成18年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図ってきたところである。

こうした中、依然として厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法の積極的な検討と適切な活用を図っていく必要がある。

## 1 総則

## 1) 目的

この規程は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用し、多様なPPP/PFI手法を優先的に検討することにより、「徳島県公共施設等総合管理計画」の推進を図るなど、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進めることを目的とする。

## 2) 定義

この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- ア PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- イ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ウ 整備等 建設、製造、改修、運営、維持管理及びこれらに関する企画
- エ 運営等 運営、維持管理及びこれらに関する企画

## 3) 対象とするPPP/PFI手法

本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O方式（運営等 Operate）
イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Renovate-運営等 Operate） ESCO
ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式

## 2 優先的検討の開始時期

次のいずれかに該当する場合に、優先的検討を行う。

- 1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- 2) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合

## 3 優先的検討の対象事業

次の 1) 及び 2) に該当する公共施設等整備事業を優先的検討の対象とする。

- 1) 次のいずれかに該当する事業
  - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
  - イ 利用料金の徴収を行う公共施設等整備事業
- 2) 次のいずれかの事業費基準を満たす事業
  - ア 事業費の総額（運営等事業費を除く。）が10億円以上の事業
  - イ 単年度の事業費が1億円以上の事業（運営等のみを行うものに限る。）
- 3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設等整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

  - ア 既に PPP/PFI手法の活用が前提とされている公共施設等整備事業
  - イ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設等整備事業
  - ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設等整備事業

## 4 検討方法

PPP/PFI手法導入の優先的検討に当たっては、以下の流れで実施する。

- 1) 事業担当部局から経営戦略部への協議

PPP/PFI手法の導入に当たっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、対象事業となる事業について、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、経営戦略部（管財課公共施設最適化担当）へ協議することとする。
- 2) 採用手法の選択

検討対象事業について、次の 4) 第一次検討又は 5) 第二次検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。
- 3) 評価を経ずに行なう採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定できるものとする。

  - ア 指定管理者制度

次の 4) 第一次検討及び 5) 第二次検討を省略
  - イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式

次の 4) 第一次検討を省略し、 5) 第二次検討を実施
  - ウ 民間事業者から PPP/PFIに関する提案があった場合にあって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

次の 4) 第一次検討を省略し、 5) 第二次検討を実施

#### 4) 第一次検討の実施

検討対象事業について、定量評価及び定性評価により、採用手法導入の優先的検討を実施する。

##### ア 定量評価（費用総額の比較による評価）

自ら公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- ① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

##### イ 定性評価

主に次に掲げる観点で、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- ① 民間ノウハウの活用可能性
- ② 住民サービスの向上可能性
- ③ 事業目的の達成実現性
- ④ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ⑤ 類似事例の調査を踏まえた評価

#### 5) 第二次検討の実施

第一次検討において、採用手法の導入が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、第二次検討を行い、改めて採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

#### 6) 徳島県公有財産最適化推進会議における審議の実施

検討結果を「徳島県公有財産最適化推進会議」において審議する。

### 5 評価結果の公表

第一次検討又は第二次検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公表するものとする。

### 6 規程の見直し

規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。

